



平成28年3月29日

## 福岡市美術館リニューアル事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、福岡市美術館リニューアル事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

### 1. 本事業の概要について

本事業は、近現代美術と古美術を収蔵・展示する福岡市美術館において、昭和54年の開館から36年が経過し、空調設備をはじめとする施設・設備の老朽化、収蔵庫などのスペース不足、ユニバーサル化の遅れなど様々な問題を抱えた本施設の大規模改修及びリニューアル後の維持管理・運営を実施するとともに、ソフト・ハードの両面においてさらなる魅力の向上を図ることを目的とするものです。

### 2. 対象事業者について

対象事業者名：福岡アートミュージアムパートナーズ株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のために株式会社大林組（代表企業、本社所在地：東京都港区）、株式会社西日本新聞社（本社所在地：福岡県福岡市）および西鉄ビルマネジメント株式会社（本社所在地：福岡県福岡市）の出資により設立された特別目的会社です。

### 3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ（<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>）での公表を予定しています。